

■蒲郡市地域公共交通事業推進『指針』(素案)

<策定項目>

1. 指針策定趣旨	1
2. 関係者の役割分担	2
3. 地域公共交通の事業評価(見直し基準)	3
4. 利用促進策	5

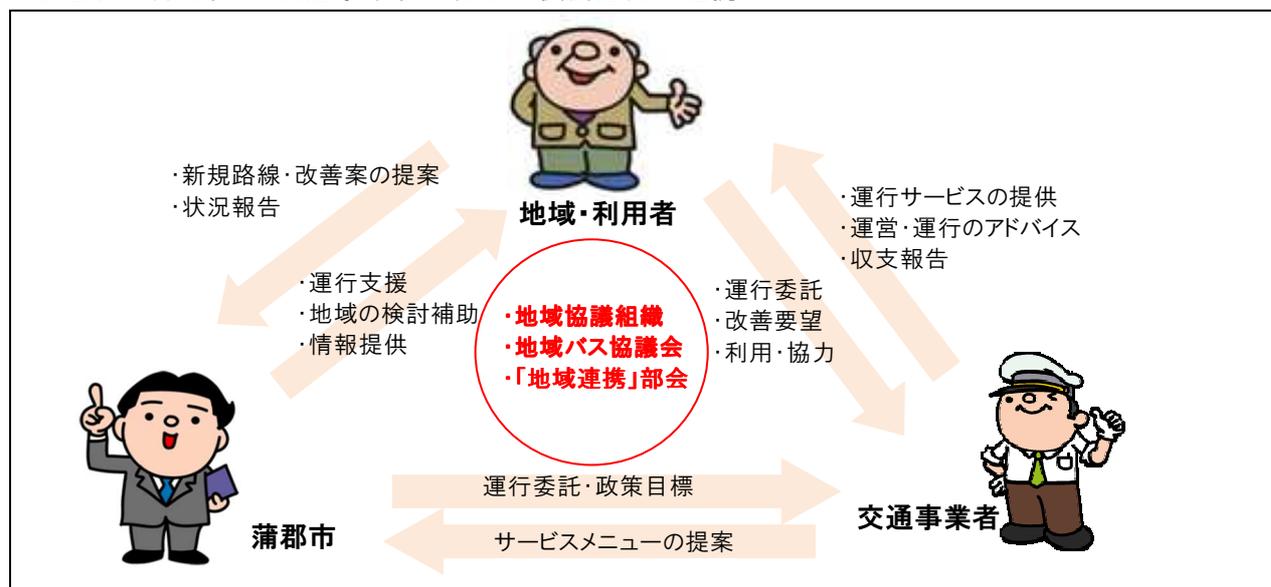
1. 指針策定趣旨

蒲郡市地域公共交通総合連携計画において、利用者・市民・企業・交通事業者・行政等関係者による各種地域協働の取り組みを展開することとした。

具体的には、蒲郡市地域公共交通会議の下部組織として、(仮称)「地域連携」部会を設置し、地域公共交通の確保維持に向けて必要とされる「関係者の連携のあり方を示す『指針』」の策定を行い、地域住民のサポーター制度、免許返納者等に対する優遇制度、ルート上の商業者や病院等の協賛制度(回数券購入等)などの公共交通を支える制度設計を構築する。また、利用促進のためのPRイベント協力やバス停留所の清掃・ベンチの設置といったボランティア活動団体の育成など、「地域連携」を進める仕掛け・取り組みなどの実施も想定することとした。

これにより、「蒲郡市地域公共交通事業推進『指針』」をとりまとめることとする。

○地域(利用者)・交通事業者・行政の役割分担・連携イメージ



2. 関係者の役割分担

地域公共交通の政策は、税金を投入することで輸送サービスを提供し、住民に提供され、住民は利用する運賃を通して、サービスの維持に関わります。

蒲郡市、交通事業者、市民などの関係者はいわば「共同経営者」であり、「よりよい地域公共交通」サービスを維持するために、一体となって取組むことが求められます。

下記に、関係者の役割分担を示します。

○関係者の役割分担内容

主体		役割
蒲郡市	総務部 安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡市地域公共交通会議の開催・運営 ・地域公共交通総合連携計画の策定・推進支援 ・市民や交通事業者、関係部局など関係者の意見調整 ・地域公共交通に関する広報周知やモビリティ・マネジメントの取組みの実施 ・運行経費の一部負担（運行委託・運行補助等の対応）
	企画部 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄西尾・蒲郡線の利用促進支援 ・名鉄西尾・蒲郡線対策協議会の対応 ・名鉄西尾・蒲郡線の状況報告
	産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡市環境ビジョンの推進（域内移動手段・二次交通対策等）
	建設部 都市開発部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの推進（バスステーションの整備による乗り継ぎ利便性の向上等）
	市民福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者等のニーズ把握と安心して移動できる移動手段の確保
市民	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した利用促進の取組み ・地域公共交通マネジメントへの積極的な参加 ・使いやすい公共交通実現のための利用者の立場からの提案
	商業者・病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の乗り入れ協力 ・利用促進への積極的な協力 ・広告等による事業協力
交通事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な輸送サービスの提供 ・地域公共交通総合連携計画に対する提案と助言 ・地域公共交通総合連携計画に沿った事業運営 ・地域や行政との連携・協調関係の構築 ・ニーズ把握、サービス改善、経費削減努力
県		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的なアドバイス ・名鉄西尾・蒲郡線の存続に対する補助支援
国		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的なアドバイス ・広域幹線を維持する補助金制度の継続

資料：国土交通省「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」（平成24年3月）を参考に作成

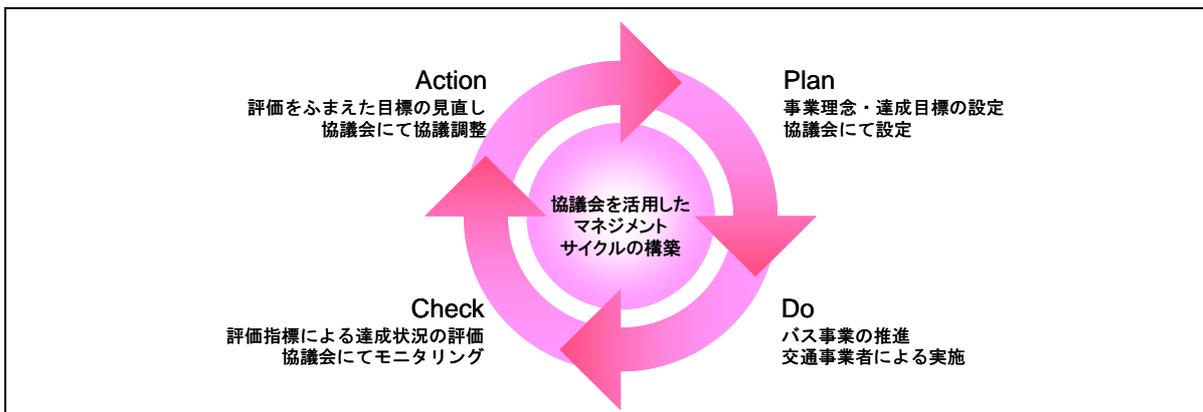
3. 地域公共交通の事業評価（見直し基準）

地域公共交通総合連携計画で定めているように、適切な税投入による事業維持を図るための「仕組み（PDCA サイクル）」を構築します。

鉄道・バス・タクシーチケット等の事業別財政支援状況のモニタリング（観察）による評価と結果の公表（情報開示）、運賃収入を増やすための利用促進策の検討、財政投入限度（キャップ）を設定した事業見直しルールの設定等、地域公共交通会議での協議を通じた PDCA の仕組みを導入します。

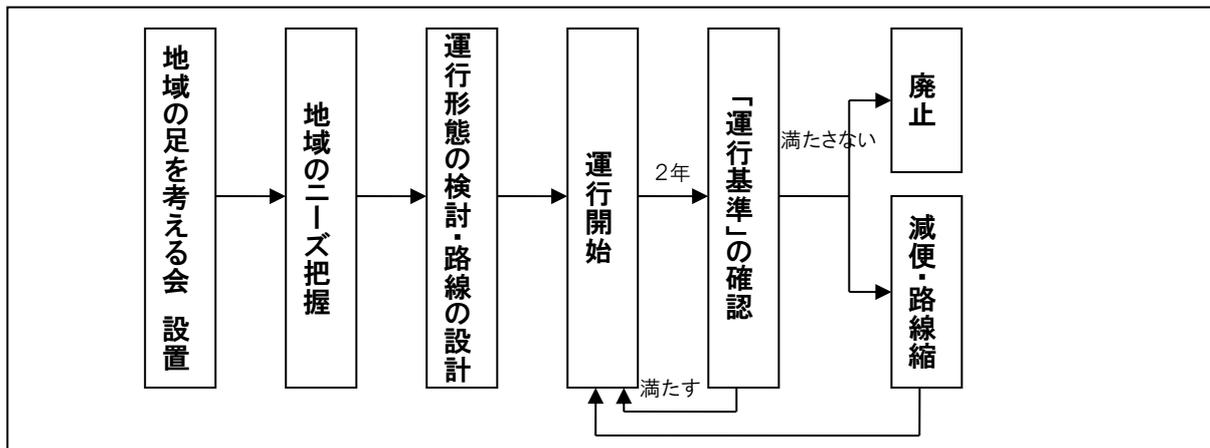
次頁に「交通空白地における支線路線を維持・改善するための基準・ルール」を設定します。

OPDCA サイクル



資料：コミュニティバス等評価プログラム策定調査検討会「コミュニティバスの事業評価の手引き」（平成 21 年 3 月）より

○新たな公共交通の導入における運用ルール（フロー）イメージ



○交通空白地における支線路線を維持・改善するための基準・ルール



資料: 浜松市「浜松市総合交通計画 2010-2030」における「市が維持し得いる支線路線を維持・改善するための基準・ルール」を参照し作成

4. 利用促進策

地域公共交通の維持存続の原点は、地域住民の利用促進であるため、自動車中心の生活の中で少しでも公共交通を利用してもらえるように、公共交通の利用を促す働きかけ活動の推進を行います。

○エコ モビリティ ライフの推進

「エコ モビリティ ライフ」(略して「エコモビ」)とは、環境(エコロジー)の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ(自家用車)と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルです。

愛知県は、クルマの保有台数が全国一で、移動の手段としてのクルマ(自家用車)と公共交通機関の割合は7対3と、東京や大阪などの他の大都市圏に比べてクルマの利用が多い交通体系となっています。クルマは非常に便利で、生活に不可欠な交通手段ですが、クルマへの過度な依存は、地球温暖化や交通事故、中心市街地の空洞化や渋滞などの問題にもつながります。こうした問題の解決や、お年寄りの移動手段の確保、一人ひとりの健康の維持・増進などに向けて、クルマに頼り過ぎず、クルマと公共交通などのバランスが取れた交通社会を創っていく必要があります。

愛知県では、国、市町村、事業者、各種団体、NPOなどと協力して、環境にやさしい交通行動を軸としたライフスタイル「エコ モビリティ ライフ」を県民運動として進めており、蒲都市においても、取り組んでいることから、一層の推進に努めます。

通勤途中での交通事故の危険性

クルマを運転する限りは、交通事故を起こしたくないものです。
しかし、**重大な事故を起こすリスクは私たちが考えている以上に高いのではないのでしょうか。**



私たちが一生運転を続けた場合、5人に2人が人身事故を、また、310人に1人が死亡事故を起こす可能性があります。
このように、交通事故の危険性は他人事ではないのです。

人身事故の発生率	死亡事故の発生率
※50年間運転したと仮定	※50年間運転したと仮定
① 年間約76万件(平成20年)	① 年間約5,200件(平成20年)
② 運転免許保有者数 約8,000万人(平成21年当初)	② 運転免許保有者数 約8,000万人(平成21年当初)
◆人身事故発生率(50年間)： $\frac{1 - [1 - (① \div ②)]^{50}}{50} \times 100 = 38\%$ (5人に2人)	◆死亡事故発生率(50年間)： $\frac{1 - [1 - (① \div ②)]^{50}}{50} \times 100 = 0.32\%$ (310人に1人)

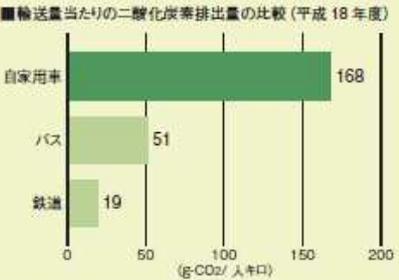
出典：警察庁及び(財)自動車検査登録情報協会公表資料をもとに作成

クルマが環境に与える影響 その①

私たちが利用するクルマは、公共交通機関と比べてより多くの二酸化炭素(CO₂)を排出します。
クルマから公共交通機関に切り替えるだけでも、**環境面によりよい影響を与えることが考えられます。**



クルマ(自家用車)が人間1人を1km運ぶときに排出するCO₂の量は、バスの約3倍、電車の約9倍に相当します。
大変便利なクルマですが、公共交通機関を利用する場合に比べると環境に大きな影響を与えています。



交通手段	CO ₂ 排出量 (g-CO ₂ /人キロ)
自家用車	168
バス	51
鉄道	19

出典：国土交通省資料をもとに作成

資料：愛知県「かしこいクルマの使い方」より

○地域協議組織の自由な発想による利用を促す働きかけ活動の実施

交通空白地における新しい交通サービスの導入にあたり、地域協議組織の自由な発想による利用を促す働きかけ活動の実施を行うこととします。

取組み内容については、下記に示すような他事例の取組みを参考にしながら、地域の委ねることとします。

○取組み例

項目	概要
記憶に残りやすいネーミング	・車両・停留所・事業名などを対象とした、愛着のある、記憶に残りやすい愛称の公募
運賃設定	・回数券や定期券の発行 ・高齢者や子ども等の割引運賃 ・イベント時の無料利用 ・利用頻度に応じたポイント制度の導入 など
待合環境	・停留所におけるベンチの設置 ・植樹・鉢植え、清掃活動など
周辺施設との連携	・商業施設・病院等施設での停留所設置（乗り入れ） ・駐輪場、駐車場の活用
利用促進イベント	・地域協議組織等が主催した「交通を利用した写生大会や撮影会」などのイベント実施
その他	・交通事業者の協力による乗り方教室の開催（地元の小学校等） ・「バス便り」などによる広報活動